

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月5日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	サービ建屋地下2階空調ダクト(管理区域内)の点検において、同建屋排気ファン吸い込み側ダクト接続部のはがれによる隙間が確認され、空気を吸込んでいることが認められたため、当該ダクトを補修、対応検討。(本事象による外部への放射能の影響はない)	A	平成21年4月8日 公表済

その他 : 20 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイポンプ吐出圧力スイッチ点検時、スイッチ用接点の動作不良が認められたため、当該圧力スイッチを交換。	D	
2	1号機	低圧復水ポンプ(C)用電動機点検時、軸受温度検出器用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)シリンダー(4-弁7, 8、13-弁26)の排気弁点検時、排気弁ケースOリング接触面に腐食が認められたため、当該ケースを交換。	D	
4	1号機	主蒸気隔離弁の弁間ドレン弁(外側)点検時、配線用端子台に破損が認められたため、対応検討。(使用に問題なし)	D	
5	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)シリンダー(4-弁8、17-弁34)の排気弁点検時、冷却水継手金物Oリング接触面に腐食が認められたため、当該継手を交換。	D	
6	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)シリンダー(4)のシリンダージャケット点検時、出口冷却水継手金物のOリング取付部に腐食痕が認められたため、当該継手金物を交換。	D	
7	1号機	原子炉隔離時冷却系テスト可能逆止弁において、フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
8	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニットの方向制御弁漏えい試験時、3弁(38-15, 30-39, 34-11)にシートリークが認められたため、当該方向制御弁を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	1号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)の制御機構駆動部接続部品(ピン、ユニボール)に摩耗が認められたため、当該摩耗部品を交換。	D	
10	1号機	非常用補機冷却水ポンプ(A)用電動機点検において、反負荷側軸受ケースに摩耗が認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
11	1号機	所内電源設備480Vパワーセンター(1C-1)点検時、配線用端子台のカバー取付部破損(1箇所)及びカバーの破損(4箇所)が認められたため、当該部を交換。	D	
12	1号機	タービン主蒸気系空気抽出器の駆動蒸気圧力調整弁バイパス弁(A)駆動部外観点検時、ステムカバー部より油の滲みが認められたため、対応検討。	D	
13	1号機	低圧炉心スプレイ系の試験可能逆止弁の浸透探傷検査において、弁座に線状指示模様が認められたため、当該指示模様部を補修。	C	・H21年3月11日 再審議にてグレード変更「D」→「C」
14	1号機	所内電源設備480Vモータコントロールセンタ(1C-1-1)点検時、配線用端子台のカバー取付部破損(1箇所)及びカバーの破損(4箇所)が認められたため、当該部を交換。	D	
15	1号機	所内電源設備480Vモータコントロールセンタ(1C-1-2)点検時、配線用端子台のカバー取付部破損(4箇所)及び端子台分離部破損(1箇所)が認められたため、当該部を交換。	D	
16	1号機	所内電源設備480Vモータコントロールセンタ(1C-1-3)点検時、配線用端子台のカバー取付部破損(20箇所)及びカバーの破損(3箇所)が認められたため、当該部を交換。	D	
17	1号機	所内電源設備480Vモータコントロールセンタ(1C-1-4)点検時、配線用端子台のカバー取付部破損(14箇所)及びカバーの破損(4箇所)が認められたため、当該部を交換。	D	
18	1号機	燃料プール冷却浄化系ポンプ(B)の定検作業による安全処置(不要停止防止策)実施時、一部処置の失念により、当該ポンプが停止したため、再起動、対応検討。	C	
19	1号機	中性子起動領域モニタ(E, F, H)において、指示値不良(検出器廻りの燃料を抜いても微少指示あり)が認められたため、当該モニタを点検。	C	
20	3号機	原子炉再循環ポンプ(A)用振動記録計において、印字不良(X軸青ペン)が認められたため、当該記録計のペン部を交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353